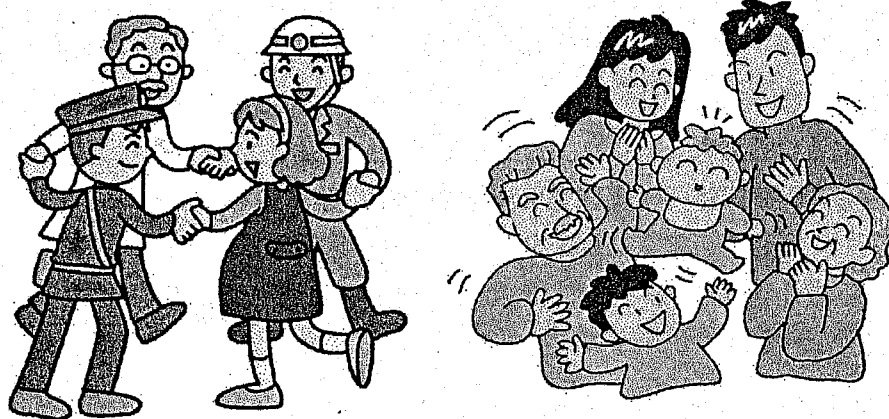


# 石狩市協働事業提案制度

～ 平成20年度 事業募集案内 ～



## 1. 制度の目的

●この制度は、市との協働によるまちづくりの活動を、市民が提案し、実現する機会をつくろうとするものです。

## 2. 具体的な協働の手法

協働事業の実施手法は、次のいずれか又はその組み合わせを基本とします。

- ① 事業協力 提案者が行う事業に、市が講師派遣・会場提供・広告宣伝などの側面協力をするもの。
- ② 共 催 提案者と市がともに事業主体となり、企画から実施まで、それぞれの役割と責任を分担して行うもの。(提案者と市役所が実行委員会を作る場合も含む。)
- ③ 補 助 提案者が行う事業に対し、市が財政的に支援するもの。(原材料支給などの現物支援も含む。)
- ④ 委 託 市が実施責任を持つ事業について、コスト・効率・効果などを高めるため、その一部の実施を提案者に委ねるもの。

### 3. 募集する協働事業

次の分野において、提案者が、石狩市内において市と連携・協力しながら企画・実施する事業を募集します。

(※ 掲載されていないテーマを提案したい方は、「協働推進・市民の声を聴く課」にご相談ください。)

テーマ名	※ 想定される事業イメージ
道路・公園の環境美化	道路・公園の草刈や清掃などの環境美化活動
予防医療・健康推進	メタボ対策・健康増進事業（講習・講座含む）の自主開催など
高齢者福祉	高齢者などが気軽に集い、交流できる「みんなのサロン」の開設など
市民活動の推進	公益的サービスを提供する担い手（コミュニティビジネス・ボランティア等）の育成事業など
地産地消の推進	地場農水産物の域内販売サービスなど
規格外農産物の活用	規格外農産物を使用した食品加工品・飲食メニューの開発など
森林の育成保全	森林整備事業
体験・交流型観光の振興	農水産資源などを活用した観光プログラムの実践

※ ただし、次に掲げるものは除外します。

- ① 既に提案者が実施しており、協働による新たな効果が見込めないもの。
- ② 政治活動・宗教活動に係るもの

### 4. 提案者の要件

● 次の全てを満たしている団体（個人は応募できません）

- ① 石狩市内に事務所があり、又は活動している企業又は団体。
  - ・石狩市外に事務所があっても、石狩市内で活動する団体は、応募できます。
  - ・法人格の有無は問いません。町内会やボランティアグループなども応募できます。
- ② 活動の実態があり、組織の運営に関する規則等を備えていること
- ③ 市と協働して事業を遂行できる能力又は実績があること
- ④ 予算・決算を的確に行っていること（公費の支出が伴わない協働手法の場合は除く）

### 5. 募集期間・提案方法

● 公募説明会

平成 20 年 8 月 11 日（月） 18：00 石狩市役所 4 階 401 会議室

● 募集期間

平成 20 年 8 月 25 日（月）～ 9 月 19 日（金）

●提出書類

- ① 協働事業提案書（様式第1号）
- ② 協働事業計画書（様式第2号）
- ③ 協働事業収支計画書（様式第3号）
- ④ 団体概要書（第4号様式）

※ 添付書類（様式任意）

- ・団体の定款、規約、会則等
- ・役員、会員名簿
- ・事業内容、決算に関する書類（原則として2ヵ年分）

●提出部数

2 部

●提出先（郵送・Eメール又は持参）

石狩市企画経済部「協働推進・市民の声を聴く課」（市役所1階）

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

TEL (0133) 72-3153 FAX (0133) 72-3199

6. 審査・決定・事業実施

●第1次審査（平成20年9月～10月）

「協働推進・市民の声を聴く課」と提案事業の所管課が、提案者から事業計画の内容をお聞きし、下記の審査基準に照らして実施の可能性を検討したうえで、実施事業候補を選考します。なお、この段階で事業内容の修正を相談させていただく場合もあります。

※ ヒアリング日程の連絡は、個別に行います。

●市民参加手続（平成20年11月）

第1次審査の選定結果を公表し、広く市民意見を募集します。

●最終審査（平成20年12月）

市役所関係部課長の会議が市民参加手続での意見を踏まえて再検討し、実施事業を決定します。（実施事業の数や予算に関する枠は設けていません。）

※ 最終選考結果は個別に通知します。

●審査基準

- ① 公共公益性（市民や地域に幅広く貢献する）
- ② 事業必要性（地域社会や市民ニーズを反映している。）
- ③ 事業効果性（協働で実施することにより事業効果が高まる。）
- ④ 実効性（役割分担が明確で提案団体の実施が可能である。）
- ⑤ 協働波及性（他の市民や地域への広がりが期待できる。）

●事業の実施（平成21年4月～）

実施が決定した事業は、提案者と市が協定書を締結したうえで必要な予算を措置し、平成21年度に実施します。ただし、必要な手続が整い、平成20年度中に実施できる場合は、速やかに実施するものとします。